

京都府地域防災計画の体系

京都府地域防災計画

一般計画編

- ・第1編 総則(全9章)
- ・第2編 災害予防計画(全32計画)
- ・第3編 災害応急対策計画(全37計画)
- ・第4編 災害復旧計画(全9計画)

震災対策計画編

- ・第1編 総則(全4章)
- ・第2編 災害予防計画(全17計画)
- ・第3編 災害応急対策計画(全24計画)
- ・第4編 災害復旧計画(全3計画)
- ・第5編 京都府東南海・南海地震防災対策推進計画編
(全3編6計画)

原子力発電所防災対策計画編

- ・第1編 総則(全7章)
- ・第2編 原子力災害予防対策計画(全15計画)
- ・第3編 原子力災害応急対策計画(全9計画)
- ・第4編 原子力災害復旧対策計画(全11計画)

原子力発電所防災対策暫定計画

(平成23年5月20日策定)

事故対策計画編

- ・石油類流出事故対策計画編(全4編16計画)
- ・海難事故対策計画編(全4編10計画)
- ・航空事故対策計画編(全4編11計画)
- ・鉄道災害対策計画編(全4編10計画)
- ・道路災害対策計画編(全4編10計画)
- ・危険物等災害対策計画編(全4編12計画)
- ・林野火災対策計画編(全4編13計画)
- ・広域停電事故対策計画編(全4編10計画)

防災基本計画修正のポイント（案）

修正の方針

- 中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」最終報告（9/28公表）を踏まえ、提言内容の具体化を行う。
- 今後も、大震災を踏まえた各種見直しの反映を含め、継続的に修正を行う。

主な内容

1. 「津波災害対策編」の新設
2. 東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化
 - ①あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波想定の実施
 - ②二つのレベルの想定とそれぞれの対策
 - ・最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策
 - ・比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備
 - ③津波に強いまちづくり
 - ・浸水危険性の低い地域を居住地域とする土地利用、避難場所・避難ビル等の計画的整備 等（津波到達時間が短い地域ではおおむね5分程度で避難が可能となるまちづくりを目指す）
 - ④国民への防災知識の普及
 - ・強い揺れを感じた場合等迷うことなく迅速かつ自主的に避難することなどの知識の普及
 - ・防災教育の実施、津波に関する教育プログラムの開発
 - ・津波ハザードマップの整備及び住民への周知 等
 - ⑤地震・津波に関する研究及び観測体制の充実
 - ⑥津波警報等の伝達及び避難体制確保
 - ・受け手の立場に立った津波警報等の発表
 - ・携帯電話等多様な手段による確実な伝達
 - ・具体的かつ実践的な避難計画の策定、避難支援の行動ルール化 等
 - ⑦地震の揺れによる被害の軽減策
 - ・浅部地盤データの収集・データベース化等の液状化対策、天井等の落下物対策 等
3. 最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映
(例)
 - ・避難所等における生活環境改善や女性ニーズへの配慮
 - ・洪水等の警報、避難勧告等に係る伝達文の工夫
 - ・避難勧告等に資する土砂災害緊急情報の市町村への提供
 - ・実践的な避難計画の策定等、噴火時等の火山災害対策 等

検討経緯

9月28日 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告
11月28日 防災対策推進検討会議（第2回）における審議

国・地方の防災計画策定など今後の対応内容とスケジュール（案）

平成24年1月23日
原子力安全規制組織等改革準備室

東京電力福島第一原子力発電所における原子力事故への対応と教訓を踏まえ、政府において、原子力災害対策特別措置法（原災法）の改正、防災基本計画、防災指針等の改定の準備を進めているところ。

これらの改正・改定に伴い、都道府県及び市町村では、地域防災計画の策定・改定、オフサイトセンターの立地見直し又は放射線対策を求められることとなる。

以下、地域防災計画改定に直接的に影響する防災基本計画、防災指針、原災法政省令、原子力事業者防災業務計画に関し、今後の対応内容とスケジュールを示すとともに、地域防災計画のスケジュールと、国による支援策の概要を示す。

1. 防災基本計画

当面の予定

- ・4月の原子力安全庁の発足に合わせ、防災基本計画を改定。

4月改定の内容

- ・組織の再編や福島事故の教訓等を踏まえ、関係機関の役割や対応手順を見直し。

その後の改定

- ・E A L、O I Lによる住民防護の手順
- ・事故調査・検証委員会等の報告の反映 等

2. 防災指針

当面の予定

- ・4月の原子力安全庁の発足に合わせ、防災指針を改定。

※ 従前、原子力安全委員会が決定していたものを、今般の原災法改正において原子力安全庁が策定するものとして法定化。

4月改定の内容

- ・3月中に予定されている原子力安全委員会による中間とりまとめのうち、検討が終了し、方向性が具体的になつた事項を防災指針に反映。(E P Z拡大等)

その後の改定

- ・E A LとO I Lに基づくP A ZとU P Zの防護措置の発動
- ・その他、中間とりまとめの積み残しとなつた事項 等

3. 原災法の政省令

当面の予定

- ・4月の原災法の施行に合わせ、政省令を改正。

4月改定の内容

- ・E P Z拡大に伴う協議・通報等の関係都道府県知事の追加(政令)
- ・原子力事業者防災業務計画の記載事項の変更(省令) 等

その後の改定

- ・E A Lの区分(政令・省令)
- ・オフサイトセンターの要件変更(省令) 等

4. 原子力事業者防災業務計画

当面の予定

- ・原災法の省令改正に伴い、防災業務計画を改定。

改定の内容

- ・シビアアクシデントを想定した訓練の実施
- ・その他、具体的な内容を検討中

その後の改定

- ・E A Lの具体的な基準

5. 地域防災計画

当面の予定

- ・都道府県と市町村においては、4月の防災基本計画及び防災指針の改

定を踏まえ、地域防災計画を改定・策定。

※ 改正原災法に基づく防災指針を踏まえた地域防災計画の改定等は、半年程度の経過措置期間を設定。

改定の基本的な考え方

- ・資料5 参照

国による支援の内容

- ・国は、地域防災計画の策定に関し、以下の支援策を準備中。
 - ①策定ガイドラインの公表
 - ②避難シミュレーションの支援
 - ③P A Z・U P Zの線引きのための被害想定シミュレーションの実施
 - ④E A LとO I Lによる新たな防護対策手順の周知（説明会の実施）

その後の改定

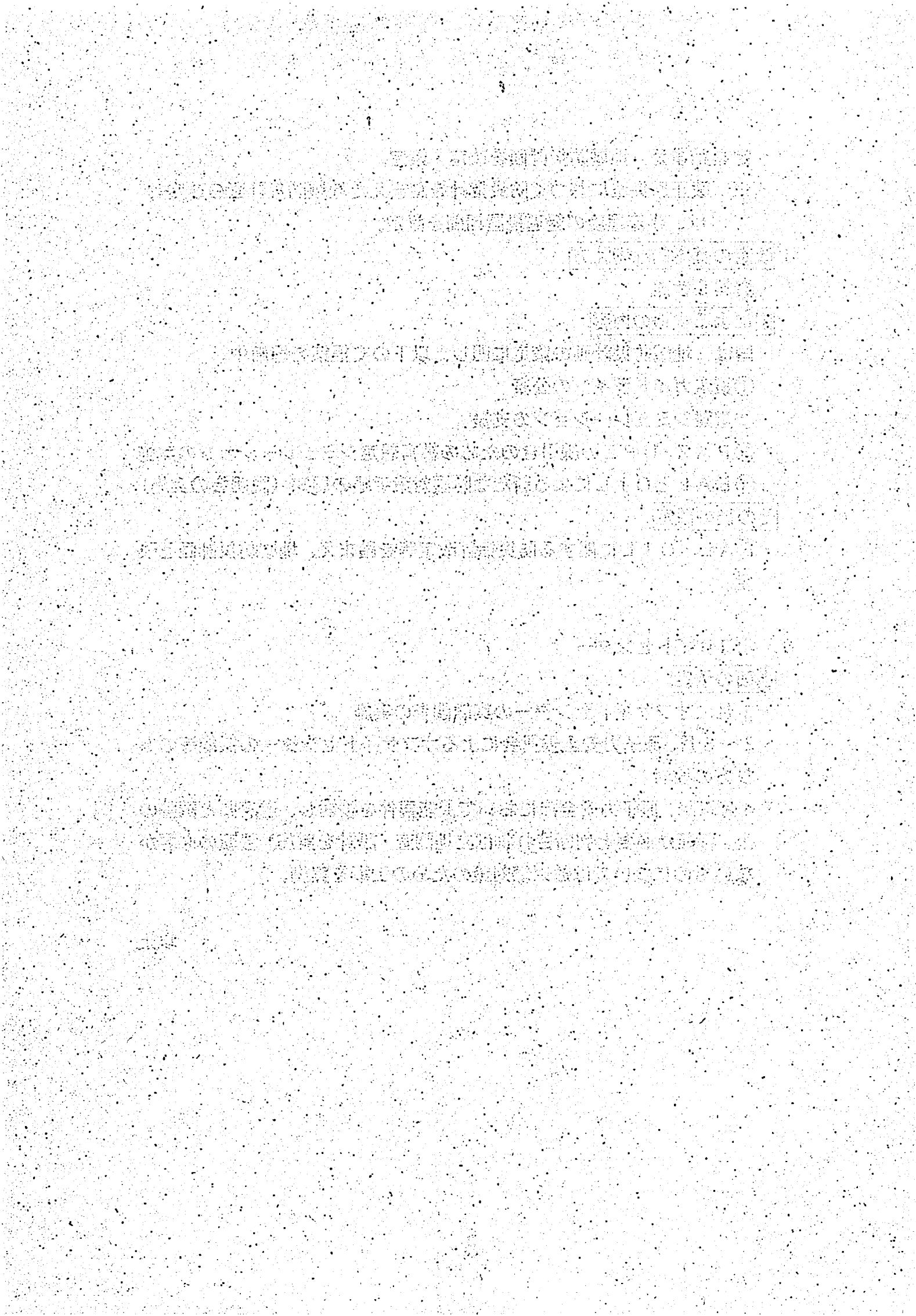
- ・E A L・O I Lに関する防災指針改定等を踏まえ、地域防災計画を改定。

6. オフサイトセンター

当面の予定

- ・1月、オフサイトセンターの実態調査の実施
- ・2～3月、原子力安全委員会によるオフサイトセンターの機能等のあり方の検討
- ・4月以降、原子力安全庁において機能要件を検討し、道府県と調整の上、移転が必要と判断されれば立地調査・設計を実施。移転の必要がないものについては放射線対策のための工事を実施。

以上



地域防災計画（原子力災害対策編）策定に向けたガイドライン（案）

平成24年1月23日

内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室

原子力安全・保安院原子力防災課

趣旨

東京電力福島原子力発電所における原子力事故への対応を踏まえ、原子力防災に関する抜本的な見直しが行われているところであり、地域防災計画（原子力災害対策編）についても検討を行うことが必要となっている。

これに当たり、原子力災害対策特別措置法、防災基本計画（原子力災害対策編）、防災指針（原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」）の改定等を踏まえた内容とすることが本来必要であるが、これらについても、IAEA閣僚会議に対する日本国政府報告書（平成23年6月7日）、原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループ「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」（平成23年11月1日）、原子力事故再発防止顧問会議の提言（平成23年12月13日）、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の中間報告（平成23年12月26日）等を踏まえ、現在並行的に見直し作業が行われているところである。

原子力防災については、危機管理上の観点から早期の体制整備が求められるものであり、地方公共団体における検討や事前準備に資する観点から、上記の提言等を踏まえ、地域防災計画（原子力災害対策編）策定に向けたガイドラインを下記のとおり取りまとめた。関係地方公共団体におかれでは、地域防災計画の見直しの準備を進められるようお願いする。

なお、本ガイドラインは、現時点における見通しに基づき整理したものであり、関係法令や防災基本計画の改定等の進捗、事情の変更等があれば、追補、修正等していく予定である。また、関係法令等の改定等がなされた段階で、本ガイドラインとは別に、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成に関するマニュアル等を改めて示す予定である。

1. 基本的な考え方

- ① 福島原子力発電所における原子力事故への対応を踏まえ、以下の事項をポイントとして地域防災計画の見直しを行うことが必要である。
- 過酷事故、地震や津波等との複合災害への対処
 - 原子力事故の初期段階における即応体制の確保
 - 周辺地域における原子力災害の影響が広域に及んだ場合の対処
 - 被災者の生活支援、除染、放射性廃棄物の処理等への対処
 - 災害時要援護者への十分な配慮 等
- ② 地域防災計画と関連する事項として、全体の防災体制や災害対応の流れ等について以下の方向で見直しが行われているところであり、同計画の見直しもこれと整合した内容で行うことが必要である。
- 原子力安全庁（仮称。以下同じ。）を設置し、原子力安全規制に関する業務を一元化。原子力事故の発生時においても、同庁にて原子力災害対策本部事務局を担うなど主体的に対応。
 - 原子力災害に関する対応の大枠については、原子力災害対策本部において一義的に判断。特に初動においては、官邸に主な事務局機能を集約する等して、関係省庁の間で緊密に連携しながら即応体制を確保。
 - 現地における実質的な災害対応を担う原子力災害対策本部の組織として、緊急事態応急対策拠点施設（OFC）に現地対策本部を設置するとともに、電力本店等に原子力施設事態即応センターを設置。原子力事故の応急措置に関するオンサイト対応については原子力施設事態即応センター（cf. 政府・東京電力統合対策室に相当）、周辺地域の住民防護等に関するオフサイト対応については現地対策本部（原子力災害合同対策協議会にて関係地方公共団体と連携）を中心に対処。
 - 原子力被災者の生活支援を担う原子力災害対策本部の組織として、原子力災害被災者生活支援チームを設置。同チームの立上げは本部設置時から速やかに行い、緊急的な住民避難等が完了した後の段階における生活支援等の主力を担う。
 - 原子力緊急事態解除宣言後においても、原子力災害事後対策に係る総合調整等を担うため、原子力災害対策本部・現地対策本部を存置し、原子力災害対策本部長たる内閣総理大臣が関係機関に対し必要な指示を実施。また、事後対策における市町村長の避難指示・警戒区域設定権についても存置。
- ③ なお、上記に当たっては、地域防災計画の規定上は現状において対応が図られている事項についても、その細目を定める規程類や運用体制等を含め、実効的なものとなるよう留意することが必要である。

2. 地域防災計画において見直し等を要する主な事項等（想定）

上記1を踏まえ、地域防災計画（原子力災害対策編）の一般的な構成例*を参考に、見直しや追加等の検討を要すると想定される主な事項、留意点、参考情報等を整理した。

*「地域防災計画（原子力災害対策編）作成マニュアル」（科学技術庁・消防庁・資源エネルギー庁、平成12年）

(1) 総則に関する事項

① 計画の作成又は修正に際し尊重すべき指針

- 原子力安全委員会の定める防災指針について、原子力安全庁の設置等に伴い、原子力災害対策指針として法定化を検討しているところであり、地域防災計画における名称、位置づけ等についても見直しが必要となる見込み。
- なお、原子力災害対策指針に定めるところにより地域防災計画を策定するための経過期間として、改正法公布の日から半年程度を想定しているところであるが、当該指針においては原子力安全委員会における見直し（例えば下記②等）等も反映していく予定であることから、地域防災計画の改定作業に当たり留意されたい。

② 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲

- 原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会防災指針検討ワーキンググループ「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」（平成23年11月1日）を踏まえ、原子力発電所については、従来の緊急時計画区域（EPZ：Emergency Planning Zone）に代えて、予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）及び緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）を設けることが必要。
- これに伴い、従来 EPZ（原子力発電所から概ね8～10kmの範囲を目安）を重点としていた計画の内容について、UPZ（原子力発電所から概ね30kmの範囲を目安）に合わせた全体的な見直しが必要。また、従来 EPZ の範囲外であったが、新たに UPZ の範囲内に含まれることとなる地方公共団体においては、地域防災計画（原子力災害対策編）を定めることが必要。
- なお、関係地方公共団体において避難計画の見直しを行うに当たっては、従来よりも広い区域を対象として、地域特性を勘案した具体的な避難の方法を検討しておく必要があり、原子力安全・保安院（組織再編後は原子力安全庁）及び原子力安全基盤機構において、広域的な避難に関するシミュレーション等の技術的支援を行う予定。
- また、原子力発電所以外の原子力施設の取扱いについては、おって対応を示す予定。

③ 計画の基礎とするべき原子力災害の想定

- 従来、防災指針等を参考として、計画の基礎とするべき原子力災害の想定が行われてきたところであるが、福島原子力発電所における事故の態様等を踏まえ、

過酷事故を想定した内容に見直しが必要。

- なお、関係地方公共団体において災害想定の見直しを行うに当たっては、原子力安全・保安院（組織再編後は原子力安全庁）及び原子力安全基盤機構において、放射性物質の拡散等に関するシミュレーション等の技術的支援を行う予定。

④ 緊急事態区分と防護措置の判断基準に基づく意思決定手順

- 防護措置の実施に当たっては、これまで予測的な手法に基づく意思決定を行うこととしてきたが、今後は、事故の不確実性や急速に進展する事故の可能性、国際基準等を踏まえ、主として緊急事態の区分と区分決定のための施設における判断基準（緊急時活動レベル（EAL : Emergency Action Level）及び環境における計測可能な判断基準（運用上の介入レベル（OIL : Operational Intervention Level））に基づき迅速な判断ができるような意思決定手順を構築する予定であり、地域防災計画上も導入していくことが必要。
- 上記の EAL 及び OIL に基づく枠組みについて、現在行われている原子力安全委員会における検討等を踏まえ、原子力災害対策指針に定める予定であるが、おつて具体的な内容、時期等について示す予定。

(2) 個別の対策に関する事項（主な検討項目）

① 災害予防対策に関する事項

a. 情報の収集・連絡体制等の整備

- ・ 国、他の地方公共団体、原子力事業者等との確実な連絡体制の確保。また、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークの強化
- ・ 地震や津波等との複合災害においても確実に機能する通信手段の確保

b. 災害応急体制の整備

- ・ 広域的な応援協力体制の拡充・強化
- ・ 過酷事故においても、OFCにて継続的に現地対策本部としての活動を継続することのできる施設、資機材、体制等の整備。また、代替OFCにおける活動環境の確保、OFCからの移転・立上げ体制の確保
→ 原子力安全委員会での議論も踏まえ、OFCの機能や位置等のあり方について検討中。必要に応じ、施設要件等について見直しを予定。
- ・ モニタリングについて、原子力安全庁を司令塔とする指定行政機関、指定公共機関、原子力事業者等との連携体制を確立し、広域に渡るモニタリングを機動的に展開することのできる計画の策定、体制の確保

- ・ 地震や津波等との複合災害に備えた体制の整備（職員の緊急連絡・参集、現地対策本部・合同対策協議会への派遣（派遣できない場合の TV 会議等による代替）、モニタリング手段の確保・充実、地方公共団体が災害対応力を失った場合の国等からの受援（移転先の確保、連絡調整）等）

c. 避難収容活動体制の整備

- ・ 原子力緊急事態発生時の PAZ 内における予防的防護措置（初動の緊急避難）

に関する計画の策定、即応体制の整備

- モニタリング結果や分析データを踏まえ、緊急時活動レベル（EAL）と防護措置の判断基準（0IL）に応じ、UPZにおける避難等の応急対策を迅速に決定・実施するための計画の策定、体制の確保

→ 上記④参照

- 広域避難に対応した計画の策定、避難所や避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の確保
- 災害時要援護者の円滑で実効的な避難誘導・移送体制等の確保
- 警戒区域を設定する場合の計画の策定、資機材や人員等の確保
- 避難所、避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通規制等を含む。）、屋内退避の方法等に関する日頃からの住民への周知

d. 飲料水、飲食物の摂取制限等

- 飲料水、飲食物の摂取制限に関する体制整備
- 農林水産物の採取及び出荷制限に関する体制整備
- 飲料水、飲食物の摂取制限等を行った場合の住民への供給体制の確保

e. 緊急輸送活動体制の整備

- 避難指示の対象区域等における輸送手段の確保
- PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行っていくための広域的な交通管理体制の確保

f. 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

- 災害対応のフェーズや対象区域等に応じたスクリーニング計画の策定、資機材や人員の確保
- 安定ヨウ素剤の適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備、緊急時の手順や体制の整備

→ 原子力安全委員会での議論も踏まえ、上記のあり方について検討中

- 初期及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制の構築

g. 住民等への的確な情報伝達体制の整備

- 住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた具体的な内容を整理
- 地震や津波等との複合災害における情報伝達体制の確保

h. 防災訓練等の実施

- 過酷事故や複合災害を想定した訓練の実施

② 災害応急対策に関する事項

a. 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

- 原災法第10条に基づく通報事象には至っていないが、その可能性がある事故・故障又はこれに準ずる事故・故障に關し、警戒事象（中レベル事象）として連絡体制を確立
- モニタリングについて、原子力安全庁を司令塔とする指定行政機関、指定公共機関、原子力事業者等との連携体制により、緊急時モニタリングを実施。

- ・ 地震や津波等の影響に伴い一般回線が使用できない場合の具体的な対処
- b. 活動体制の確立
 - ・ 初動の緊急避難におけるOFCを中心とした周辺地域での活動体制の確立
 - ・ 緊急避難完了後の段階における原子力災害被災者生活支援チームと連携したオフサイト対応の実施
- c. 屋内退避、避難収容等の防護活動
 - ・ 警戒事象（中レベル事象）発生時の災害時要援護者の早期避難準備
 - ・ 特定事象（10条事象）発生時のPAZ発動準備、必要に応じ災害時要援護者の早期避難開始
 - ・ 原子力緊急事態宣言（15条事象）後のPAZ内の予防的防護措置（避難）周辺地域への放射性物質の拡散状況等を踏まえたUPZ内の緊急時防護措置（避難、屋内退避等）
 - ・ 広域におけるモニタリング結果、放射性物質拡散シミュレーション等のデータに基づく追加的な防護措置（計画的避難等）
 - ・ 災害時要援護者に対する移動中及び避難所におけるケアの配慮
 - ・ 警戒区域の設定、現地対策本部と連携した運用体制の確立
- d. 緊急輸送活動
 - ・ PAZなど緊急性の高い区域から迅速・円滑に避難を行っていくための交通規制等の措置
- e. 救助・救急、消火及び医療活動
 - ・ 国、指定公共機関、原子力事業者等と連携し、災害対応のフェーズや対象区域等に応じたスクリーニングの実施
 - ・ 安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合の速やかな配布・服用の実施、アレルギー等への対処態勢の確保
- f. 住民等への的確な情報伝達活動
 - ・ 災害対応のフェーズや場所等に応じた情報提供の実施
 - ・ 心のケア（メンタルヘルス）についての配慮

③ 災害復旧対策に関する事項

- a. 現地対策本部と連携した原子力災害事後対策の実施
- b. 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定
- c. 被災者の生活支援、除染、放射性廃棄物の処理等への対処

地域防災計画（原子力災害対策編）策定ガイドライン（追補1）

平成24年3月14日

内閣官房原子力安全規制組織等改革準備室

原子力安全・保安院原子力防災課

先般、「地域防災計画（原子力災害対策編）策定に向けたガイドライン（平成24年1月）において、地域防災計画の策定に関する基本的な考え方を示したところである。その後の検討を踏まえ、策定の具体的な手順に關し、以下の通り同ガイドラインを追補する。

1. 道府県における検討の立ち上げ

- ・道府県の地域防災計画（以下、「計画」という。）は、道府県、市町村、国、原子力事業者、専門家等が様々な観点から意見を出し合い、これら関係者の認識の共有を図りつつ、策定・改定することが必要である。
- ・特に、計画の策定・改定において、まず検討が必要となるUPZ、PAZの線引きについては、道府県、国、原子力事業者等が分析に必要となる情報を提供し、科学的に妥当と考えられる分析・評価を踏まえ決定されるべきである。
- ・こうした検討を行うため、国の協力の下、計画の策定主体である道府県が計画の策定・改定のための検討の場（地域防災会議やその下に設置する検討会等）の立ち上げを主導することが適当である。

2. UPZのめやすが隣接道府県に及ぶ場合の検討の場

- ・UPZのめやす（概ね30km圏）が隣接道府県に及ぶ場合、原子力防災への取り組みについて、立地道府県と隣接道府県が連携して対応する必要性が高いと考えられる。
- ・このため、隣接道府県が計画を策定する際には、立地道府県と隣接道府県の計画に不整合が生じないよう、摺り合わせが必要である。
- ・従って、UPZが隣接道府県に及ぶ可能性がある場合は、立地道府県と隣接道府県として、地域防災計画の検討を進めていく必要がある。
- ・国、立地道府県及び隣接道府県等は、協議の場を設置し、国は地域防災計画の策定について、必要な調整を行う。

- ・協議には、原子力発電所から概ね30km圏に含まれる道府県、国及び原子力事業者が参加することが適當である。

3. UPZ、PAZの線引き

- ・UPZ、PAZの線引きは、科学的に妥当と考えられる分析・評価も踏まえたものとして決定することが適當である。そのための一手法として、国は放射性物質の拡散シミュレーションの実施を推奨する。
- ・当該シミュレーションは、事故の想定について、道府県、国、原子力事業者等の関係者の認識の共有を図った上で実施すべきである。
- ・当該シミュレーションは、国の監督の下に独立行政法人原子力安全基盤機構（JNES）が実施し、その結果を地域防災計画の検討・協議の場において示し、そこから得られる分析・評価を、道府県がUPZ・PAZの線引きを決定する判断材料として活用する。

4. 避難計画の策定

- ・避難計画については、その実効性を検証・評価することが必要であることから、道府県が避難時間推計シミュレーションを実施し、計画の立案・改善に役立てることを推奨する。
- ・シミュレーションに関しては、国が推奨する手法としてJNESが策定するガイドラインにより、その実施を技術的に支援するとともに、シミュレーションの実施に係る費用は、国が緊急時安全対策交付金により手当する。

5. 市町村における地域防災計画の検討

- ・道府県の地域防災計画により設定されるUPZの範囲をその一部あるいは全部に含む市町村においては、UPZ、PAZの線引きを踏まえ、災害対策基本法第42条に基づき地域防災計画を策定する必要がある。市町村用の地域防災計画策定マニュアルは、国から4月に示すことを予定している。

以上

関西防災・減災プランの概要

参考4

総則編

I プランの趣旨

関西広域連合規約に基づき、大規模広域災害時の広域連合の対応方針や手順を定めるプランを策定する。

(策定方針)

- (1)阪神・淡路大震災、東日本大震災等の経験・教訓を踏まえたプラン
- (2)府県民にわかりやすいプラン
- (3)充実・発展型のプラン

(コラム・特徴)

- (1)全国初の本格的な広域にわたる防災・減災プラン
 - (2)「受援」のあり方に踏み込んだプラン
 - (3)「初動対応」、「応急対応」に加え、「復旧・復興」過程を含めてシナリオ化したプラン
 - (4)広域連合のみならず防災関係機関の対応を網羅し、災害対応オペレーションの全体像を明示したプラン
 - (5)構成府県、市町村だけでなく、企業、ボランティア団体、府県民と連携・協力を進めるプラン
 - (6)未曾有といわれた2つの大震災の教訓を盛り込んだプラン
- (コラム・広域連合だからできること)

II 対象災害

被害が複数府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害

(具体例)

- ・地震・津波灾害…東海・東南海・南海地震などの海溝型地震、生駒断層帯地震などの近畿圏直下型地震
- ・風水害…伊勢湾台風級の台風の大阪湾への接近による高潮災害、琵琶湖淀川等の大河川洪水氾濫災害、集中豪雨による広範な内水氾濫及び土砂災害
- ・原子力災害…原子力発電所事故
- ・感染症…新型インフルエンザのまん延、高病原性鳥インフルエンザのまん延
- ・その他広域的な対応が必要とされる災害

III 広域連合の役割

- (1) 大規模広域災害時の広域的対応指針の提示
大規模広域災害発生時の広域連合、構成府県の広域対応指針を初動、応援・受援、復旧・復興のシナリオとして提示
- (2) 応援・受援の調整
国等と連携を図りながら、広域的な応援・受援の調整を行い、関西が一体となった災害対策を実施
- (3) 災害情報の共有、情報の発信
情報収集、整理・集約及び構成府県、連携県への情報提供。被災状況や広域連合・構成府県・連携団体の対応、被災住民の行動について府県民にメッセージ等を発信。
- (4) 災害に備えるための事業の企画・実施
関係機関・団体等との平常時からの連携、防災・減災事業を企画・実施

地震・津波災害対策編

I 被害想定(東海・東南海・南海地震、生駒断層帯地震などの近畿圏直下型地震の被害想定)

II 災害への備え

■関係機関・団体等との平常時からの連携

- 構成府県、広域連合他分野、連携県、全国知事会、国、研究機関及び企業等と連携して対処するための体制整備を行う。
- (1) 構成府県との連携
 - (2) 広域連合他分野局との連携
 - (3) 他の広域ブロック等との応援協定
 - (4) 国との連携
 - (5) 専門家・防災研究機関等との連携
 - (6) 企業・ボランティア等との連携

■防災・減災事業の展開

- 災害による被害の発生の防止及び被害の軽減を行う先導的な防災・減災事業を実施する。
- (1) 災害対応体制の整備
 - (2) 訓練・研修の実施
 - (3) 津波災害対策の推進
 - (4) 孤立集落対策の実施
 - (5) 地域防災力の向上
 - (6) 消防団の広域応援体制の検討
 - (7) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

III 災害への対応

☆初動シナリオ

- 大規模広域災害発生時に情報収集すべき事象をあらかじめ定め、緊急派遣を行って支援ニーズを把握し、応援体制を確立する。
- (1) 情報収集体制の確立
 - (2) 緊急派遣チーム(先遣隊)の派遣
 - (3) 応援・受援体制の確立
 - 初動期オペレーションマップ

☆応援・受援のシナリオ

- 応急対応期に円滑な応援・受援が実施されるよう、被災自治体はもとより、応援自治体、関係機関等との調整を行う。
- (1) 情報の収集・提供
 - (2) 現地支援本部・現地連絡所の設置
 - (3) 被災者の支援
 - (4) 救援物資の需給調整
 - (5) 応援要員の派遣・受入調整
 - 応急対応期オペレーションマップ
 - (6) 広域避難の受入調整
 - (7) ボランティアの活動促進
 - (8) 帰宅困難者への支援
 - (9) 広域的な災害廃棄物(がれき等)処理の推進

☆復旧・復興のシナリオ

- 被災地の復旧・復興にあたり、必要に応じて関西全域の復興指針を示すとともに、阪神・淡路大震災等の復興ノウハウを提供する。
- (1) 復興戦略の策定
 - (2) 被災自治体の復興業務への支援
 - 復旧・復興期オペレーションマップ

原子力災害対策編(概括的・骨格的計画を今年度策定)

I 基本的な考え方

- 広域連合の役割
(国、事業者、関係自治体等の役割、広域連合の役割)
- 原子力災害対策の留意点
(原子力災害の特殊性、被ばくの低減化対策)

II 被害想定

- 防災・減災プランで対象とする原子力災害
- 事故災害の影響が想定される地域

IV 災害への対応

- 災害対応のシナリオ
- 初動体制の確立
- 緊急時のモニタリング
- 放射線物質拡散予測システムの活用
- 広域避難の調整
- 緊急被ばく医療
- 除染活動
- 流通食品対策
- 家畜の移動
- 風評被害対策
- 水質汚染対策

(以下の対策編を、来年度以降順次、同様に作成)

風水害対策編

感染症対策編